障法（以下「油賠法」という。）に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において、次の㈠から㈧までに掲げる用語の意義は、それぞれ㈠から㈧までに定めるところによることとした。（第二条関係）

㈠　特定タンカー　イラン産原油を含む原油の我が国への輸送の用に供するタンカーをいう。

㈡　特定タンカー所有者　特定タンカーのタンカー所有者をいう。

㈢　特定運航　特定タンカーがイラン産原油を積み込むためにイランに向けて運航を開始する時から当該特定タンカーに積み込んだイラン産原油を含む原油の取卸しを完了する時までの間における特定タンカーの運航をいう。

㈣　特定損害　次に掲げる損害又は費用をいう。

⑴　特定運航に伴って生ずるタンカー油濁損害（特定費用に該当するものを除く。）

⑵　特定運航に伴って生ずる損害又は費用であって、⑴に掲げるもの以外のもの（特定費用に該当するものを除く。）

㈤　特定費用　特定運航に伴って生ずる費用で特定タンカー所有者が負担しなければならないものをいう。

㈥　特定損害等　特定損害及び特定費用をいう。

㈦　特定損害保険契約　特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合等においてその賠償の義務の履行等により当該特定タンカー所有者に生ずる損害（以下「特定タンカー所有者損害」という。）を**塡**補する保険契約をいう。

㈧　特定賠償義務履行担保契約　特定損害保険契約の保険者（以下「特定保険者」という。）がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であって、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合等において特定損害等（当該特定損害保険契約により**塡**補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。）についてその賠償の義務の履行等を担保するものをいう。

3　特定保険者交付金交付契約

㈠　政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定タンカーごとに、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定保険者に対し当該特定保険者が支払う金銭（以下「交付対象金銭」という。）の額に相当する金額の交付金（以下「特定保険者交付金」という。）を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約（以下「特定保険者交付金交付契約」という。）を締結することができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　政府が特定保険者交付金交付契約により同一の事故から生じた特定損害のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律又は油賠法の規定による責任制限の対象となるものに係る交付対象金銭についての特定保険者交付金を交付する場合において、当該交付対象金銭の額がこれらの法律に規定する責任限度額を超えるときは、当該責任の限度額から特定損害保険契約により**塡**補される金額に相当する金額を控除した金額を当該交付対象金銭の額として、㈠の規定を適用することとした。（第三条第二項関係）

㈢　その他特定保険者交付金交付契約に係る所要の規定を設けることとした。（第四条～第一三条及び第一五条関係）

4　船主相互保険組合法の特例

船主責任相互保険組合は、船主相互保険組合法第四条第五項の規定にかかわらず、特定賠償義務履行担保契約に関する業務に係る事業を行うことができることとした。（第一四条関係）

5　附則

㈠　この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、特定タンカーについて、特定タンカー所有者損害を**塡**補するための保険契約であってその保険金額が一定の金額以上のものの締結が可能であると認められるに至ったとき等には、速やかに、廃止するものとすることとした。（附則第二条関係）

㈡　国土交通省設置法について所要の改正を行うこととした。（附則第四条関係）

6　施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、イラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けが行われなくなると認められる日として内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が告示する日以後に生ずる特定損害等について適用することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第一六七号）（法務省）

1　入国管理局の所掌事務の変更を行うとともに、新たに出入国管理情報官を設置等することとした。（第九条、第五一条、第五三条及び第五六条関係）

2　この政令は、平成二四年七月九日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（総務省）

1　地方公務員共済組合等の運営審議会の委員の任命及び組合会の議員の選挙に関する特例の適用期間を平成二六年六月三〇日まで二年間延長することとした。（附則第一一条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一六九号）（総務省）

一　国有財産特別措置法施行令の一部改正関係

国の普通財産を、地方公共団体において過疎地域等にある義務教育等諸学校施設の用に供する場合、無償で貸し付けることができる期限を延長することとした。（第一条第二項関係）

二　総務省組織令の一部改正関係

自治行政局及び自治財政局財務調査課の所掌事務の特例の期限の延長を行うこととした。（附則第四条第三項及び第一五条第三項関係）

三　農林水産省組織令の一部改正関係

農村振興局の所掌事務の特例の期限の延長を行うこととした。（附則第四条関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

国土政策局並びに同局地方振興課、水管理・国土保全局下水道部下水道事業課及び道路局環境安全課の所掌事務の特例の期限の延長を行うこととした。（附則第二条、第八条、第一四条の三及び第一八条関係）

五　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一七〇号）（国土交通省）

一　総務省組織令の一部改正関係

自治行政局の所掌事務の特例の期限の延長を行うこととした。（附則第四条関係）

二　農林水産省組織令の一部改正関係

農村振興局の所掌事務の特例の期限の延長を行うこととした。（附則第四条関係）

三　国土交通省組織令の一部改正関係

国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第六条、第七条及び第九条関係）

四　国土審議会令の一部改正関係

1　離島振興対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条第二項関係）

2　離島振興対策分科会の所掌事務の読替えを行うこととした。（附則第二条第三項関係）

五　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（政令第一七一号）（内閣府本府）

1　都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手続

市町村長の事務の代行をする都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならないものとすることとした。そのほか、都道府県知事は、市町村長の事務の